

熊本地震の課題を踏まえた対応

平成29年2月末現在

資料2

No.

熊本地震を踏まえて、新たに対応が必要なもの				
	対応の方向性（平成28年9月時点）	平成28年度末の状況（予定）	平成29年度の取組内容	主担当部等
1	熊本地震での問題点 第1 建築物の損壊への対応 2 庁舎等の重要拠点の被災による業務の停滞	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度：県災害対策本部の代替施設の選定を行い、<u>地域防災計画等に明記</u>【県】 平成28年度～29年度：県地方災害対策部の代替施設の選定を行い、<u>地域防災計画等に明記</u>【県】 	<p>①県災害対策本部の代替施設 講堂棟以外の災害対策本部の代替施設について、本部機能の必要な条件である、安全性、広さ、通信設備、アクセシビリティの確保をふまえ、代替施設として行政棟内にスペースを確保する。 <u>(地域防災計画追記(3月末))</u></p> <p>②地方部の代替施設 ・本部機能の必要な条件を踏まえ、検討に着手。</p>	防災対策部
2	第2 物資調達 1 困難な物資のニーズ把握 ・困難な避難所のニーズ把握 ・困難な避難所との連絡手段の不備 iPadシステムの導入による ニーズ把握の一時停滞・混乱 ・避難所のニーズに合わない 支援物資	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ把握のためのアプリやWebシステム等の国との検討状況を隨時把握し、市町と情報共有を図り、具体的な運用方法を検討し、<u>地域防災計画に明記</u>【県・市町】 	<p>①物資調達・輸送システムの国との検討状況 ・平成28年12月、国・都道府県で物資の調達・輸送情報が共有できるシステムを導入。輸送事業者とのオンライン接続は今後検討。 ・平成29年度以降、市町村の物資拠点や避難所までの物資情報の国、都道府県、市町村での共有やタブレット端末の活用が可能となるシステムに拡充予定。</p>	防災対策部 地域連携部
3	第3 避難所運営 2 避難所外避難者の支援の不備 ・困難な車中避難者等の把握 ・車中避難者の健康悪化 ・テント避難者の支援の不備	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度：車中避難者の把握方法等について検討し、三重県避難所運営マニュアル策定指針に反映【県】 平成29年度：避難所外避難者の支援について、<u>地域防災計画に明記</u>【県・市町】 	<p>①避難所外避難者の把握と支援 (情報発信) ・被災者への情報提供について、各市町に対し、「災害時における住民等への情報提供に関する調査」を実施し、結果を情報共有。</p> <p>(避難所外避難者の把握と支援) ・避難先と想定される駐車場等のリスト化について、市町と検討着手。</p> <p>・車中泊避難者に対する避難者名簿の配布により避難者を把握し支援につなげる。<u>(地域防災計画追記、三重県避難所運営マニュアル策定指針改定。(3月末))</u></p>	防災対策部
4	熊本地震での問題点 第1 建築物の損壊への対応 1 旧耐震基準住宅の甚大な被害	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度～29年度：住宅耐震化促進のための啓発については、引き続き、県・市町と関係団体が連携し、戸別訪問による所有者への直接的な働きかけを行っていく。特に市町が定める重点区域における戸別訪問を強化【県・市町】 	<p>①国の補助事業への対応 ・国の平成28年度第2次補正にて、耐震補強工事に補助加算が受けられる制度が創設され、これを活用するための、重点区域と計画年度を定めた戸別訪問計画策定を市町へ働きかけ。(17市町策定予定)</p>	県土整備部
5	2 耐震不足の庁舎等の重要な拠点の被災による業務の停滞	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校の非構造部材の耐震対策については、未対策箇所の対策手法とその実施時期の再検討を行い、早期の完了を目指して計画的に取り組む。<u>屋内運動場等の天井等落下防止対策</u>については、早期に対策が完了できるよう、<u>実施時期等について該当の学校との調整</u>を進めるなど、計画的に取り組む【県】 	<p>①県立学校の非構造部材の耐震対策 ・各学校における対策状況と今後の進め方について照会を行い、今後の未対策箇所の実施方針を策定。</p> <p>②屋内運動場等の天井等落下防止対策 ・屋内運動場等の天井等落下防止対策については、重点的に取り組み、早期の完了をめざし、本年度11校22棟の実施設計を行った。</p> <p>(①実施計画、②天井等落下防止の早期完了について、<u>地域防災計画追記(3月末)</u>)</p>	教育委員会
6	第2 物資調達 2 物資の滞留・供給の遅れ ・物資の受入態勢の不備 ・物流事業者等の専門家との連携不足 ・物資の過不足に係る情報発信の不足 ・物資の保管手順の不備及び保管場所の不足 ・資機材の不足 ・対応が困難な小口支援物資 ・避難所への物資の供給手順 等の不備	<ul style="list-style-type: none"> 市町災害対策本部の代替機能の確保や、<u>市町業務継続計画の策定促進</u>【市町】 	<p>①市町災害対策本部の代替機能 ・災害対策本部の業務継続に最低限必要となる条件(広さ、通信、安全性、アクセシビリティ)を市町に提示し、代替機能を働きかけ。</p> <p>②市町BCPの策定 ・平成28年10月、<u>市町担当職員向けBCP策定研修</u>を開催。また、県内各市町を訪問し、BCPの策定予定や策定にかかる意見交換を実施。 ・12市町が年度内策定予定。5市町が29年度に策定予定。</p>	防災対策部
7	3 物資拠点の不足 ・市町村の物資拠点の不足 ・代替施設の不足	<ul style="list-style-type: none"> 広域受援計画(国・他県の支援を受ける場所(拠点)と量を定める県計画) 平成28年度：県の6つの広域物資拠点(広域防災拠点)のそれぞれの役割の決定【県】 平成29年度：県と市町の物資拠点の役割を踏まえ、<u>受援する拠点と量を決定し計画策定</u>【県】 物資拠点活動要領(各拠点における活動マニュアル) 平成28年度：県広域物資拠点を1拠点選定し活動要領策定【県】 平成29年度：県の残り5つの広域物資拠点の活動要領策定【県】、県の活動要領を<u>市町と情報共有</u>【県・市町】 救援物資部隊活動要領(災害対策本部の部隊の活動マニュアル) 平成28年度：県災害対策本部の救援物資部隊活動要領策定【県】 平成29年度：県の活動要領を<u>市町と情報共有</u>【県・市町】 その他の取組 平成28年度～29年度：物資拠点の資機材整備【県】 	<p>①広域受援計画の策定 ・物資拠点候補地の検討を進めている。 ・救助・救急等で活用が想定される活動拠点について候補地調査を実施。警察、消防、自衛隊等の意見を聞きながら絞り込みを進めている。</p> <p>②県広域物資拠点の運用検討 ・県広域防災拠点(伊賀拠点)における物資活動マニュアルを策定。</p> <p>③救援物資部隊活動の検討 ・救援物資部隊活動マニュアルを策定。</p> <p>④県広域防災拠点における資機材整備 ・各物資拠点で必要となる資機材の種類や数を整理。 ・県北勢広域防災拠点以外の拠点における資機材整備。</p>	防災対策部 地域連携部
8				
9				
10				

既に取組は進めているが、熊本地震を踏まえて、より一層の取組が必要なもの						
	熊本地震での問題点	対応の方向性（平成28年9月時点）	平成28年度末の状況（予定）	平成29年度の取組内容	主担当部等	
11	4 発災直後の物資不足	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県と市町で個人(家庭)備蓄の啓発を実施</u>【県・市町】 ・平成28年度:公的備蓄のあり方について、<u>県と市町で、役割分担等の検討を行い、地域防災計画に明記</u>【県・市町】 ・平成29年度以降:<u>備蓄の実施</u>。併せて、県においては、<u>流通備蓄の実効性</u>についても<u>確認</u>【県・市町】 	<p>各地域への訪問時の啓発、三重県防災ガイドブックや県政だよりにおいて、個人備蓄の必要性について啓発を実施。</p>	<p>①公的備蓄の方針策定 ・市町との「公的備蓄・調達にかかる検討会」での検討を踏まえ、県と市町の役割分担、備蓄すべき品目と量などを示した「<u>三重県備蓄・調達基本方針(仮称)</u>」をとりまとめ、市町と共有。</p>	引き続き、多様な情報手段を活用し、個人備蓄の必要性について啓発を実施。	防災対策部
12	第3 避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者の支援の不備 <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握と福祉避難所の指定の不備 ・福祉避難所の周知不足 ・開設が困難な福祉避難所 ・平成28年度:<u>避難行動要支援者名簿の作成</u>【市町】 福祉避難所の連絡体制整備等の状況調査を行うとともに、市町による<u>福祉避難所運営マニュアルの策定促進</u>【県・市町】 ・平成29年度:<u>支援者への名簿の提供</u>が行われるよう<u>取組を促進</u>【県・市町】 	<p>①避難行動要支援者名簿の作成と情報共有 ・県内各市町を訪問し、取り組みの現状や取組が進まない要因等の聞き取りを実施。 ・平成29年2月1日時点での各市町の避難行動要支援者の取組状況を把握するため調査を実施。</p> <p>②福祉避難所の状況調査と市町支援 ・<u>福祉避難所状況調査</u>(平成28年8月末現在)(※調査項目、<u>福祉避難所運営マニュアルの有無、備蓄状況など</u>)を行い、各市町に情報提供するとともに、福祉避難所にかかる課題解決に向けた各市町への支援策を検討。</p> <p>(<u>福祉避難所の状況把握について、地域防災計画追記(3月末)</u>)</p>	<p>①避難行動要支援者名簿の作成と情報共有 ・全市町において、避難行動要支援者名簿の作成及び支援者への情報提供が実施されるよう、他府県の先進的な取組事例の収集など市町へ情報提供を行い、取組を促進する。</p> <p>②福祉避難所の状況調査と市町支援 ・<u>福祉避難所状況調査</u>を実施するとともに、調査結果や内閣府のガイドラインの内容を市町に周知。 ・<u>福祉避難所運営マニュアルの策定や訓練の実施</u>などについて、<u>市町の取組を支援</u>。</p>	防災対策部 健康福祉部	
13	3 避難所運営体制の不備	<ul style="list-style-type: none"> 3 避難所運営体制の不備 <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体による運営の認識不足 ・ボランティアとの連携不足 ・プライバシーの確保の不備 ・女性への配慮の不備 ・外国人への配慮の不備 ・ペット問題 ・支援物資に係る避難者への周知不足 ・保健衛生の確保の不備 ・平成28年度:平成25年3月に男女共同参画の視点や、高齢者、障がい者、子ども、外国人等の要援護者にも配慮した避難所となることを目指して改定した<u>三重県避難所運営マニュアル策定指針を活用した避難所毎の運営マニュアルが作成されるこ</u>とを目指し、<u>避難所開設訓練やHUGなど避難所運営に関する取組を促進</u>【県・市町】 	<p>①避難所運営マニュアル策定の促進 ・避難所開設訓練については13市町95地区 ・避難所運営ゲーム(HUG)については21市町57地区 ・避難所運営マニュアルの作成については10市町13地区で実施。</p>	<p>①避難所運営マニュアル策定の促進 ・全ての市町・地域で避難所運営に関する理解が深まるよう、県の防災技術指導員を地域に派遣し、運営マニュアル策定に向けた取組を引き続き市町とともに実施。</p>	防災対策部	
14	4 受援体制	<ul style="list-style-type: none"> 1 広域応援時の受援体制の不備 <ul style="list-style-type: none"> ・応援職員の受け入れ態勢・活用方針の不備 ・応援職員に対する指揮命令系統の不備 ・応援職員の活動状況に係る国と自治体との情報共有不足 ・平成28年度:<u>県災害対策本部の受援体制の概要の決定</u>【県】 ・平成29年度:<u>県災害対策本部の受援体制の活動内容の決定</u>【県】 	<p>①災害対策本部「受援班(仮称)」の設置 応援職員を円滑に受け入れるため、県災害対策本部「受援班(仮称)」の設置について検討し、所掌事務(案)を整理。</p>	<p>①災害対策本部「受援班(仮称)」の設置 所掌事務(案)を基に、「受援班(仮称)」の具体的な活動内容と必要人数等を整理し、「<u>三重県災害対策本部運営要領</u>」に反映。</p>	防災対策部	
15	第5 防災専門職員の養成	<ul style="list-style-type: none"> 1 専門的知識や経験を有する自治体職員の不足 ・平成28年度:<u>防災業務に従事した経験のある職員名簿を作成</u>。名簿は随時更新【県・市町】 ・スペシャリストコース平成29年度以降の募集に向けて、<u>コースの設定内容や必要人数等について見直し</u>【県】 	<p>①防災業務経験者の県、市町職員名簿の作成 ・災害時に迅速かつ的確に対応するため、防災に関する専門的知識や経験を有する県職員名簿を整備。 ・市町に対して、名簿の作成及び報告について依頼。 ・市町毎の対象職員数を把握し、市町と情報共有。</p> <p>・スペシャリストコースの名称、設定内容及び必要人員等、所要の見直しを行い、平成29年度に設定するコース内容を再編、平成28年12月に全部局に対して広く人員募集を行った。</p>	<p>①防災業務経験者の県、市町職員名簿の作成 ・毎年4月に県職員名簿の更新。 ・各市町に対し、対象職員の把握及び名簿情報の更新のため照会。結果を市町と情報共有。</p> <p>・平成30年度に向けた募集を行っていく中で、職務内容やコースにおける育成・人材活用のあり方等を積極的にPRする等、広く人材確保に努めていく。</p>	防災対策部	
16	第6 罹災証明及び被害認定調査	<ul style="list-style-type: none"> 1 罹災証明書の交付及び住家の被害認定調査の遅延 <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の交付及び住家の被害認定調査の知識等を有する職員の不足 ・不統一な調査 ・制度等の周知不足 ・調査結果の煩雑な処理方法 ・平成28年度:<u>罹災証明書の交付、住家の被害認定調査に従事した経験のある職員や研修を受講した職員の名簿を作成</u>するとともに、発災時には<u>住民に対し、制度等を周知</u>。名簿は随時更新【県・市町】 	<p>①従事経験者の県、市町職員名簿の作成 ・罹災証明書の交付、住家の被害認定調査に従事経験のある県職員名簿を整備。 ・市町に対して、名簿の作成及び報告について依頼。 ・市町毎の対象職員数を把握し、市町と情報共有。</p>	<p>①従事経験者の県、市町職員名簿の作成 ・毎年4月に県職員名簿の更新。 ・各市町に対し、対象職員の把握及び名簿情報の更新のため照会。結果を市町と情報共有。</p>	防災対策部	
17	第7 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 1 住民に対する情報提供の遅れや不正確な情報提供による混乱 ・平成28年度:文字情報に加え、新たに地図等を用いた情報提供や、市町からの緊急速報メールを一括配信できる新たな<u>防災情報プラットフォーム</u>を構築【県】 ・平成29年度:<u>平成29年4月からの新たな防災情報プラットフォームの運用開始</u>と併せて、<u>気象警報等の情報</u>については、<u>SNSを活用し自動配信</u>。その他SNS等による活用については、県災害対策本部からの情報提供のあり方と併せて検討【県】 ・平成28年度:<u>多様な情報提供手段の事例を市町と情報共有</u>【県・市町】 	<p>①県の情報提供 ・新たな防災情報プラットフォームの構築を完了。</p> <p>①各市町の住民への情報提供 ・各市町に対して、「災害時における住民等への情報提供に関する調査」を実施し、結果を情報共有。</p>	<p>①県の情報提供 ・新たな防災情報プラットフォームの運用を開始。 ・ツイッターによる気象情報の自動配信を開始。</p> <p>①各市町の住民への情報提供 ・調査結果に基づき、<u>情報提供手段の多様化について</u>、市町と検討。 例)臨時灾害放送局、ホームページ、SNS等</p>	防災対策部	

熊本地震の課題を踏まえた対応

平成29年2月末現在

No.

熊本地震を踏まえて、新たに対応が必要なもの				
熊本地震での問題点	対応の方向性（平成28年9月時点）	平成28年度末の状況（予定）	平成29年度の取組内容	主担当部等
1 第1 建築物の損壊への対応 2 耐震不足の庁舎等の重要拠点の被災による業務の停滞	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度：県災害対策本部の代替施設の選定を行い、<u>地域防災計画等に明記</u>【県】 平成28年度～29年度：県地方災害対策部の代替施設の選定を行い、<u>地域防災計画等に明記</u>【県】 	<p>①県災害対策本部の代替施設 講堂棟以外の災害対策本部の代替施設について、本部機能の必要な条件である、安全性、広さ、通信設備、アクセシビリティの確保をふまえ、代替施設として行政棟内にスペースを確保する。 <u>(地域防災計画追記(3月末))</u></p> <p>②地方部の代替施設 ・<u>本部機能の必要な条件を踏まえ、検討に着手。</u></p>	<p>①県災害対策本部の代替施設 県災害対策本部については、行政棟内における具体的なスペースを決定。</p> <p>②地方部の代替施設 地方部については、最低限必要となる条件をふまえた代替施設の決定。</p>	防災対策部
2 第2 物資調達 1 困難な物資のニーズ把握 ・困難な避難所のニーズ把握 ・困難な避難所との連絡手段の不備 iPadシステムの導入による ニーズ把握の一時停滞・混乱 ・避難所のニーズに合わない 支援物資	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ把握のためのアプリやWebシステム等の国との検討状況を隨時把握し、<u>市町と情報共有を図り、具体的な運用方法を検討し、地域防災計画に明記</u>【県・市町】 	<p>①物資調達・輸送システムの国との検討状況 ・平成28年12月、<u>国・都道府県で物資の調達・輸送情報が共有できるシステムを導入</u>。輸送事業者とのオンライン接続は今後検討。 ・平成29年度以降、<u>市町村の物資拠点や避難所までの物資情報の国、都道府県、市町村での共有やタブレット端末の活用が可能となるシステム</u>に拡充予定。</p>	<p>①物資調達・輸送システムの国との検討状況 ・国との物資の調達・輸送情報が共有できるシステムの活用方法について検討。 ・国の対応状況について、引き続き情報収集を行い、市町と共に。</p>	防災対策部 地域連携部
3 第3 避難所運営 2 避難所外避難者の支援の不備 ・困難な車中避難者等の把握 ・車中避難者の健康悪化 ・テント避難者の支援の不備	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度：<u>車中避難者の把握方法等について検討し、三重県避難所運営マニュアル策定指針に反映</u>【県】 平成29年度：<u>避難所外避難者の支援について、地域防災計画に明記</u>【県・市町】 	<p>①避難所外避難者の把握と支援 (情報発信) ・被災者への情報提供について、各市町に対し、「災害時における住民等への情報提供に関する調査」を実施し、結果を情報共有。</p> <p>(避難所外避難者の把握と支援) ・避難先と想定される駐車場等のリスト化について、市町と検討着手。</p> <p>・<u>車中泊避難者に対する避難者名簿の配布</u>により避難者を把握し支援につなげる。<u>(地域防災計画追記、三重県避難所運営マニュアル策定指針改定。(3月末))</u></p>	<p>①避難所外避難者の把握と支援 (情報発信) ・調査結果に基づき、<u>情報提供手段の多様化について市町と検討</u>。 例)臨時災害放送局、ホームページ、SNS等</p> <p>(避難所外避難者の把握と支援) ・避難先と想定される駐車場等のリスト化について、市町と検討。</p> <p>・<u>車中泊避難者に対する避難者名簿の配布</u>による避難者の把握について、市町へ働きかける。</p>	防災対策部

既に取組は進めているが、熊本地震を踏まえて、より一層の取組が必要なもの				
熊本地震での問題点	対応の方向性（平成28年9月時点）	平成28年度末の状況（予定）	平成29年度の取組内容	主担当部等
4 第1 建築物の損壊への対応 1 旧耐震基準住宅の甚大な被害	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度～29年度：<u>住宅耐震化促進</u>のための啓発については、引き続き、<u>県・市町と関係団体が連携し、戸別訪問による所有者への直接的な働きかけ</u>を行っていく。特に市町が定める<u>重点区域</u>における戸別訪問を強化【県・市町】 	<p>①国の補助事業への対応 ・<u>国の平成28年度第2次補正</u>にて、<u>耐震補強工事に補助加算が受けられる制度が創設され、これを活用するための、重点区域と計画年度を定めた戸別訪問計画策定を市町へ働きかけ。(17市町策定予定)</u></p>	<p>①国の補助事業への対応 ・県内全市町が個別訪問計画を策定するよう働きかける。</p>	県土整備部
5 2 耐震不足の庁舎等の重要な被災による業務の停滞	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校の非構造部材の耐震対策については、<u>未対策箇所の対策手法とその実施時期の再検討</u>を行い、早期の完了を目指して計画的に取り組む。<u>屋内運動場等の天井等落下防止対策</u>については、早期に対策が完了できるよう、<u>実施時期等について該当の学校との調整</u>を進めるなど、計画的に取り組む【県】 	<p>①県立学校の非構造部材の耐震対策 ・各学校における対策状況と今後の進め方について照会を行い、今後の<u>未対策箇所の実施計画</u>を策定。</p> <p>②屋内運動場等の天井等落下防止対策 ・屋内運動場等の天井等落下防止対策については、重点的に取り組み、<u>早期の完了をめざし、本年度11校22棟の実施設計を行った。</u></p> <p>(①実施計画、②天井等落下防止の早期完了について、<u>地域防災計画追記(3月末)</u>)</p>	<p>①県立学校の非構造部材の耐震対策 ・学校で対策できるものは早期の完了を目指して取り組み、大規模な外壁改修、照明器具改修、窓ガラス改修などは、県立学校の天井等落下防止対策の完了後、老朽化対策と合わせて計画的に取り組む。</p> <p>②屋内運動場等の天井落下防止対策 ・未対策の42校82棟のうち、平成29年度には、10校17棟の対策工事を予定しており、平成31年度に全棟の対策が完了するよう計画的に取り組む。</p>	教育委員会
6 第2 物資調達 2 物資の滞留・供給の遅れ ・物資の受入態勢の不備 ・物流事業者等の専門家との連携不足 ・物資の過不足に係る情報発信の不足 ・物資の保管手順の不備及び保管場所の不足 ・資機材の不足 ・対応が困難な小口支援物資 ・避難所への物資の供給手順 等の不備	<ul style="list-style-type: none"> 市町災害対策本部の代替機能の確保や、<u>市町業務継続計画の策定促進</u>【市町】 	<p>①市町災害対策本部の代替機能 ・災害対策本部の業務継続に最低限必要となる条件(広さ、通信、安全性、アクセシビリティ)を市町に提示し、<u>代替機能を働きかけ</u>。</p> <p>②市町BCPの策定 ・平成28年10月、<u>市町担当職員向けBCP策定研修</u>を開催。また、県内各市町を訪問し、BCPの策定予定や策定にかかる意見交換を実施。 ・12市町が年度内策定予定。5市町が29年度に策定予定。</p>	<p>①市町災害対策本部の代替機能 ・<u>市町に提示した条件に関する市町からの問い合わせに対応するとともに、市町BCP策定のなかで検討を進める。</u></p> <p>②市町BCPの策定 ・継続して市町担当者向けBCP研修を開催するとともに、平成28年度末までに県内市町で作成されたBCPを事例集にとりまとめ、未作成市町が参考にできるよう情報提供。</p>	防災対策部
7 3 物資拠点の不足 ・市町村の物資拠点の不足 ・代替施設の不足	<ul style="list-style-type: none"> 広域受援計画(国・他県の支援を受ける場所(拠点)と量を定める県計画) 平成28年度：<u>県の6つの広域物資拠点(広域防災拠点)のそれぞれの役割の決定</u>【県】 平成29年度：<u>県と市町の物資拠点の役割を踏まえ、受援する拠点と量を決定し計画策定</u>【県】 物資拠点活動要領(各拠点における活動マニュアル) 平成28年度：<u>県広域物資拠点を1拠点選定し活動要領策定</u>【県】 平成29年度：<u>県の残り5つの広域物資拠点の活動要領策定</u>【県】、<u>県の活動要領を市町と情報共有</u>【県・市町】 救援物資部隊活動要領(災害対策本部の部隊の活動マニュアル) 平成28年度：<u>県災害対策本部の救援物資部隊活動要領策定</u>【県】 平成29年度：<u>県の活動要領を市町と情報共有</u>【県・市町】 その他の取組 平成28年度～29年度：<u>物資拠点の資機材整備</u>【県】 	<p>①広域受援計画の策定 ・物資拠点候補地の検討を進めている。 ・<u>救助・救急等で活用が想定される活動拠点について候補地調査を実施</u>。警察、消防、自衛隊等の意見を聞きながら絞り込みを進めている。</p> <p>②県広域物資拠点の運用検討 ・<u>県広域防災拠点(伊賀拠点)</u>における物資活動マニュアルを策定。</p> <p>③救援物資部隊活動の検討 ・<u>救援物資部隊活動マニュアル</u>を策定。</p> <p>④県広域防災拠点における資機材整備 ・各物資拠点で必要となる資機材の種類や数を整理。 ・<u>県北勢広域防災拠点以外の拠点における資機材整備</u>。</p>	<p>①広域受援改革の策定 ・活動拠点、物資拠点、各活動に必要なルートを決定するとともに、物資調達活動のほか、救助・救急活動、医療活動毎に受援活動を整理し計画を策定。</p> <p>②県広域物資拠点の運用検討 ・伊賀拠点以外の県広域防災拠点における物資活動マニュアルを策定。 ・県のマニュアルを策定市町と共有し、市町の物資拠点の活動要領策定につなげる。</p> <p>③救援物資部隊の活動検討 ・図上訓練により活動マニュアルの検証を行う。 ・県の活動マニュアルを市町と共有し、市町の災害対策本部の要領策定につなげる。</p> <p>④県広域物資拠点における資機材整備 ・北勢広域防災拠点における資機材を整備。</p>	防災対策部 地域連携部
8 9 10				

既に取組は進めているが、熊本地震を踏まえて、より一層の取組が必要なもの				
熊本地震での問題点	対応の方向性（平成28年9月時点）	平成28年度末の状況（予定）	平成29年度の取組内容	主担当部等
11 4 発災直後の物資不足	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県と市町で個人(家庭)備蓄の啓発を実施</u>【県・市町】 ・平成28年度:公的備蓄のあり方について、<u>県と市町で、役割分担等の検討を行い、地域防災計画に明記</u>【県・市町】 平成29年度以降:<u>備蓄の実施</u>。併せて、県においては、流通備蓄の実効性についても<u>確認</u>【県・市町】 	<p>各地域への訪問時の啓発、三重県防災ガイドブックや県政だよりにおいて、個人備蓄の必要性について啓発を実施。</p> <p>①公的備蓄の方針策定 ・市町との「公的備蓄・調達にかかる検討会」での検討を踏まえ、県と市町の役割分担、備蓄すべき品目と量などを示した「<u>三重県備蓄・調達基本方針(仮称)</u>」をとりまとめ、市町と共有。</p>	<p>引き続き、多様な情報手段を活用し、個人備蓄の必要性について啓発を実施。</p> <p>①公的備蓄の方針策定 ・<u>三重県備蓄・調達基本方針(仮称)</u>に基づき、県、市町において、物資の備蓄を進める。 ・県は、協定締結事業者に対し、定期的に調達可能な物資の品目や数量の確認を行うなど、流通備蓄の実効性を確認する。</p>	防災対策部
12 第3 避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者の支援の不備 <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握と福祉避難所の指定の不備 ・福祉避難所の周知不足 ・開設が困難な福祉避難所 ・平成28年度:<u>避難行動要支援者名簿の作成</u>【市町】 福祉避難所の連絡体制整備等の状況調査を行うとともに、市町による<u>福祉避難所運営マニュアルの策定促進</u>【県・市町】 平成29年度:<u>支援者への名簿の提供が行われるよう取組を促進</u>【県・市町】 	<p>①避難行動要支援者名簿の作成と情報共有 ・県内各市町を訪問し、取り組みの現状や取組が進まない要因等の聞き取りを実施。 ・平成29年2月1日時点での各市町の避難行動要支援者の取組状況を把握するため調査を実施。</p> <p>②福祉避難所の状況調査と市町支援 ・<u>福祉避難所状況調査</u>(平成28年8月末現在)(※調査項目、<u>福祉避難所運営マニュアルの有無、備蓄状況など</u>)を行い、各市町に情報提供するとともに、福祉避難所にかかる課題解決に向けた各市町への支援策を検討。</p> <p>(<u>福祉避難所の状況把握について、地域防災計画追記(3月末)</u>)</p>	<p>①避難行動要支援者名簿の作成と情報共有 ・全市町において、避難行動要支援者名簿の作成及び支援者への情報提供が実施されるよう、他府県の先進的な取組事例の収集など市町へ情報提供を行い、取組を促進する。</p> <p>②福祉避難所の状況調査と市町支援 ・<u>福祉避難所状況調査を実施するとともに、調査結果や内閣府のガイドラインの内容を市町に周知</u>。 ・<u>福祉避難所運営マニュアルの策定や訓練の実施などについて、市町の取組を支援する</u>。</p>	防災対策部 健康福祉部
13 3 避難所運営体制の不備	<ul style="list-style-type: none"> 3 避難所運営体制の不備 <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体による運営の認識不足 ・ボランティアとの連携不足 ・プライバシーの確保の不備 ・女性への配慮の不備 ・外国人への配慮の不備 ・ペット問題 ・支援物資に係る避難者への周知不足 ・保健衛生の確保の不備 ・平成28年度:平成25年3月に男女共同参画の視点や、高齢者、障がい者、子ども、外国人等の要援護者にも配慮した避難所となることを目指して改定した<u>三重県避難所運営マニュアル策定指針を活用した避難所毎の運営マニュアルが作成されることを目指し、避難所開設訓練やHUGなど避難所運営に関する取組を促進</u>【県・市町】 	<p>①避難所運営マニュアル策定の促進 ・避難所開設訓練については13市町95地区 ・避難所運営ゲーム(HUG)については21市町57地区 ・避難所運営マニュアルの作成については10市町13地区で実施。</p>	<p>①避難所運営マニュアル策定の促進 ・全ての市町・地域で避難所運営に関する理解が深まるよう、県の防災技術指導員を地域に派遣し、運営マニュアル策定に向けた取組を引き続き市町とともに実施。</p>	防災対策部
14 4 受援体制	<ul style="list-style-type: none"> 1 広域応援時の受援体制の不備 <ul style="list-style-type: none"> ・応援職員の受け入れ態勢・活用方針の不備 ・応援職員に対する指揮命令系統の不備 ・応援職員の活動状況に係る国と自治体との情報共有不足 ・平成28年度:<u>県災害対策本部の受援体制の概要の決定</u>【県】 平成29年度:<u>県災害対策本部の受援体制の活動内容の決定</u>【県】 	<p>①災害対策本部「受援班(仮称)」の設置 応援職員を円滑に受け入れるため、県災害対策本部「受援班(仮称)」の設置について検討し、所掌事務(案)を整理。</p>	<p>①災害対策本部「受援班(仮称)」の設置 所掌事務(案)を基に、「受援班(仮称)」の具体的な活動内容と必要人数等を整理し、「<u>三重県災害対策本部運営要領</u>」に反映。</p>	防災対策部
15 第5 防災専門職員の養成	<ul style="list-style-type: none"> 1 専門的知識や経験を有する自治体職員の不足 ・平成28年度:<u>防災業務に従事した経験のある職員名簿を作成</u>。名簿は随時更新【県・市町】 ・スペシャリストコース平成29年度以降の募集に向けて、<u>コースの設定内容や必要人数等について見直し</u>【県】 	<p>①防災業務経験者の県、市町職員名簿の作成 ・災害時に迅速かつ的確に対応するため、防災に関する専門的知識や経験を有する県職員名簿を整備。 ・市町に対して、名簿の作成及び報告について依頼。 ・市町毎の対象職員数を把握し、市町と情報共有。</p> <p>・スペシャリストコースの名称、設定内容及び必要人員等、所要の見直しを行い、平成29年度に設定するコース内容を再編、平成28年12月に全部局局に対して広く人員募集を行った。</p>	<p>①防災業務経験者の県、市町職員名簿の作成 ・毎年4月に県職員名簿の更新。 ・各市町に対し、対象職員の把握及び名簿情報の更新のため照会。結果を市町と情報共有。</p> <p>・平成30年度に向けた募集を行っていく中で、職務内容やコースにおける育成・人材活用のあり方等を積極的にPRする等、広く人材確保に努めていく。</p>	防災対策部
16 第6 罹災証明及び被害認定	<ul style="list-style-type: none"> 1 罹災証明書の交付及び住家の被害認定調査の遅延 ・<u>罹災証明書の交付及び住家の被害認定調査の遅延</u> 定調査の知識等を有する職員の不足 ・不統一な調査 ・制度等の周知不足 ・調査結果の煩雑な処理方法 ・平成28年度:<u>罹災証明書の交付、住家の被害認定調査に従事した経験のある職員や研修を受講した職員の名簿を作成</u>するとともに、発災時には<u>住民に対し、制度等を周知</u>。名簿は随時更新【県・市町】 	<p>①従事経験者の県、市町職員名簿の作成 ・<u>罹災証明書の交付、住家の被害認定調査に従事経験のある県職員名簿を整備</u>。 ・市町に対して、名簿の作成及び報告について依頼。 ・市町毎の対象職員数を把握し、市町と情報共有。</p>	<p>①従事経験者の県、市町職員名簿の作成 ・毎年4月に県職員名簿の更新。 ・各市町に対し、対象職員の把握及び名簿情報の更新のため照会。結果を市町と情報共有。</p>	防災対策部
17 第7 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 1 住民に対する情報提供の遅れや不正確な情報提供による混乱 ・平成28年度:<u>文字情報に加え、新たに地図等を用いた情報提供や、市町からの緊急速報メールを一括配信できる新たな防災情報プラットフォームを構築</u>【県】 平成29年度:<u>平成29年4月からの新たな防災情報プラットフォームの運用開始と併せて、気象警報等の情報</u>については、<u>SNS</u>を活用し自動配信。その他SNS等による活用については、県災害対策本部からの情報提供のあり方と併せて検討【県】 ・平成28年度:<u>多様な情報提供手段の事例を市町と情報共有</u>【県・市町】 	<p>①県の情報提供 ・新たな防災情報プラットフォームの構築を完了。</p> <p>①各市町の住民への情報提供 ・各市町に対して、「災害時における住民等への情報提供に関する調査」を実施し、結果を情報共有。</p>	<p>①県の情報提供 ・新たな防災情報プラットフォームの運用を開始。 ・ツイッターによる気象情報の自動配信を開始。</p> <p>①各市町の住民への情報提供 ・調査結果に基づき、<u>情報提供手段の多様化について、市町と検討</u>。 例)臨時災害放送局、ホームページ、SNS等</p>	防災対策部